

令和3年度

第376回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>農業委員の皆さん、推進員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第376回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は現在11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番の仲泊元輝委員が欠席の連絡が入っております。2番の島袋孝栄委員、13番の高宮城実一郎委員はまだ出席はされておりません。欠席の報告はございません。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、3番の仲宗根哲也委員、お願いします。12番の新垣実委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>事前現地調査委員は、8番の仲村学委員、そして池宮城盛基、報告者は8番の仲村学委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号11番から17番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>～受付番号14番から17番、読み上げて説明～</p> <p>以上、ご審査のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>現地調査は8番仲村学委員、14番池宮城盛基の2人で行っておりますので、調査報告は8番仲村学委員にお願いいたします。</p>
8番	<p>こんにちは。3月28日月曜日、午後1時から午後3時まで14番池宮城盛基委員、私8番仲村学、また事務局からは上地副技幹、與那嶺主査の4人で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、島袋孝栄委員、池宮城盛基委員、よろしくお願ひします。座って説明したいと思います。ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号14番、見取図の1ページになります。申請地は美里5丁目2518番は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は野菜畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数240日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても今回の申請地は934m²。受付番号15番の申請地は589m²で、農地のうち面積は計1,523m²となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはオクラの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。</p> <p>受付番号15番、見取図の2ページになります。申請地の池原●丁目●●●</p>

●番は、池原土地改良区内にあり、市立北美小学校の北に位置し、現況はビニールハウスでした。

第3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数240日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、今回の申請地が589m²、受付番号14番の申請地が934m²で、農地面積が計1,523m²となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜の栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれないと判断しました。

受付番号16番、見取図の3ページになります。申請地の字池原勢頭原●●●●番●●は倉浜衛生施設組合の西に位置し、現況はパッショングルーツの植えられている畑でした。

第3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者2名が、年農業従事日数180日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、現在の経営地8,694m²に今回の申請地が1,213m²で、計9,907m²となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはパッショングルーツの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれないと判断しました。

受付番号17番、見取図の4ページになります。申請地の美里●丁目●●●●番は、市立美里小学校の北に位置し、現況は雑木の生い茂った遊休地でした。

第3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者2名が、年農業従事日数200日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、現在の経営地1,309m²に今回の申請地が321m²で計1,630m²となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはマンゴの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。議案第1号、受付番号14番から17番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番、宮城委員。

7番

この受付番号14番の譲受人ですね。これは15番も同じ譲受人なんですね。年齢を教えていただきたいと思います。

	<p>それと受付番号16番、この場所が農用地になっているんですが、すぐ隣に建築会社のヤードがありますよね。資材置場がありますね。あの部分というのは地目としてはどうなっているのかなというふうに、ちょっと同じようなエリアにあるんだが一部分が農用地、またある部分にそういう建築の事務所も、ヤードもある、あの部分だけがそういう農用地から外れるので、ちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>それとあと1点、受付番号17番、一応小さいところの道ではあるが、進入路はどうなるか、この部分についてちょっと教えてください。3点です。</p>
事務局	<p>まず年齢のほうなんですが、14番、15番の借受人の●●●●さん、年齢が35歳になっています。</p>
事務局	<p>16番のこの●●●●さん、この方は●●建設の方ですね。以前、申請地にはプレハブが建っておりました。今回、申請地を畠として利用するということで、パッションフルーツが植えられておりました。この道沿いの申請地横に1筆あるんですが、そこも農用地です。そこは、プレハブが放置されており、樹木が繁茂している状態で、そこは違反転用となっています。また、申請者の●●さんがプレハブの所有者、設置者ではありません。また申請者の●●さんがというよりも●●建設が行っている申請地の下（北側）の方は、地目が山林となっています。</p> <p>あと1点、ご質問ですけれども、受付番号17番の説明なんですが、見取図のほうをお願いします。見取図の4ページなんですが、小さいところの道はこの●●アイス横の里道でありまして、そこから（申請地）に通れる道がないです。隣が●●（申請者）さんの畠となっており、現在の畠を一体的に利用します。</p>
7番	里道の分だけはあるわけね。
事務局	<p>隣がこの方（申請者）の土地なんです。●●さんはこの横の、上のほう、見えないんですが入り口がありまして、そこから農地を一体的に利用してマンゴーをつくっています。</p>
7番	<p>じゃあ、この矢印が入っている、●●さんというところの名前のあるところから入っていくということですか。</p>
事務局	この上（北側）からですね。
7番	反対のほうから？
事務局	はい。今回、●●（申請者）さんが隣でもマンゴーをつくっていらっしゃつて、そのまま規模拡大していくということで、確認しております。

7番	以上です。
議長	ありがとうございます。
4番	聞いていいですか。
議長	どうぞ、4番、仲宗根光夫委員。
4番	14番、15番の●●さんなんですが、新規就農という形に年間従事日数とか、そういうのが必要なのかとか、新規就農するに当たって240日とかの言い方、今まで親の手伝いをしての240日なのか。新規になるとどういうふうにこの日数の読み方をするのか。できれば自分としては、新規だからこの240日とかはなくてもいいんじゃないかなと思うんだけど、新規、そういうのはどう思いますか。
事務局	ご説明します。この登川麻莉耶さんは就農新規認定者に当たります。今回ですね。仲宗根正人委員と一緒にになって、この方（申請者）の今までの農業体験とか農業の在り方でどんなものを作るというのはヒアリングしております。2月の末に新規就農認定の審査を諮詢しております。そのときに、金武町のほうで農業を勉強しながら向こうに通っていると。その日数がこの日数に当たります。
4番	とても上等ではあるんだけど、こういうのが言葉遣い（年間従事日数）を、こういうのがいるのかな、また親の手伝いでやっていたのかなとか。仮に自分が新規就農だったらどこも行っていないとなったら、同じ新規就農でも中身が全然違うわけさ。そういうこともありうるわけ。
事務局	今回は、認定新規就農に認定申請しております。
4番	こういうのがいっぱいできてくれば、いいなと。ましてや、まだ青年給付金制度も進めてもらいたいなという希望があります。
事務局	農業次世代人材投資の給付を、受けるために、認定新規就農者の認定申請を行いました。
4番	審査会は終わったんですか。
事務局	終わりました。
事務局	休憩をお願いします。

議長	休憩いたします。 (一休憩一)
議長	再開いたします。 どうぞ。ほかにありましたら。
	「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第1号、受付番号14番から17番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第1号、受付番号14番から17番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成、許可といたします。 議案第2号 受付番号12番から13番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。 ～受付番号12番から13番、読み上げて説明。～ 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、8番、仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
8番	ご報告いたします。 議案第2号、受付番号12番、見取図の5ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南に位置し、現況は雑草の生えた遊休地でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地と判断しました。 受付番号13番、見取図の6ページになります。申請地は、県立美来工科高

	<p>等学校の北に位置し、現況は雑草が生えた遊休地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第二種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号、受付番号12番から13番について委員の意見を求めます。</p>
	<p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号12番から13番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号12番から13番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。承認相当といたします。 議案第3号 受付番号19番から20番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。～受付番号19番から20番、読み上げて説明。～ 以上、ご審査のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、8番、仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。 議案第3号、受付番号19番、見取図の7ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南に位置し、現況はコンクリート土間と雑草が生えていました。以前は、資材置場として使用されていたそうで、始末書が提出されています。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。</p>

	受付番号20番、見取図の8ページになります。申請地は市立北美小学校の南東に位置し、現況は道路でした。農地区分は、宅地化の現状が規則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。
議長	どうもありがとうございます。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。
	それでは、議案第3号 受付番号19番から20番について、委員の意見を求める。どうぞ、2番、島袋孝栄委員。
2番	受付番号20番、1239番と1240番への進入路とありますけれども、この2筆はこの見取図ではどこになりますか。
事務局	地図の9ページになります。
2番	分かりました。
議長	2番、よろしいですか。4番、どうぞ、仲宗根光夫委員。
4番	この土地は●●急便の東側というのかな、裏側の通りなんですけれども、この●●●●番と●●●●番が無断転用されていて、この地主の●●さん、後から出るんだけど、無断転用を直すように申請してちょうどいとお願いしたら、今度はこの●●さんの土地が昔から道路だったので、ついでにこれまで、転用をしないと奥のほうもできないということで、この高良さんが永村さんを説得して今回のような提出という形になっております。
	「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっておりますが、進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。
	議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号19番から20番を許可相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号19番から20番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

	(賛成者挙手)
議長	<p>全員が賛成、許可相当といたします。ありがとうございます。</p> <p>議案第4号、受付番号84番から85番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。 ～受付番号84番から85番、読み上げて説明。～</p> <p>以上、ご審査のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号についても現地調査されておりますので、8番、仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号84番、見取図の9ページになります。申請地は市立北美小学校の南東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、宅地化の現状が規則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号85番、見取図の10ページになります。申請地は、登川公民館の南に位置し、現況はススキの生い茂った遊休地でした。農地区分は、宅地化の現状が規則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは、議案第4号 受付番号84番から85番について、委員の意見を求めます。</p> <p>受付番号の84番、85番について別にご意見がないようですので、進行したいと思います。進行してもよろしいですか。</p>
	「はい」の声あり
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号84番から85番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
	「異議なし」の声あり
議長	<p>異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号84番から85番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	<p>全員が賛成、許可相当といたします。</p> <p>議案第5号、受付番号32番から35番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。～受付番号32番から35番、読み上げて説明。～以上、ご審査のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第5号、受付番号32番から35番について、現地調査されておりままでの、8番、仲村学委員、現況報告をお願いします。</p>
8番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号32・33番、見取図の11ページになります。申請地は、泡瀬第二公民館の北西に位置し、現況は古謝●丁目●●●番地は野菜と果樹の畑でした。古謝●丁目●●●番地は休耕地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>受付番号34・35番、見取図の12ページになります。申請地は、県営北美団地の東に位置し、現況は豚舎でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第5号、受付番号32番から35番について委員の意見を求めます。</p>
1番	議長。
議長	1番、仲宗根正人委員、どうぞ。
1番	受付番号32番、33番、34番、35番、4筆ともこれまでどおりサトウキビだったり、甘蔗を植えたりしていると思うんですが、更新という形で捉えてよろしいですか。
事務局	<p>受付番号32番、33番は、休耕地になっている畠を新規で借りて、規模拡大すると判断しております。</p> <p>また、受付番号34番、35番は、新たに利用権を設定するので新規としています。</p>

1番	問題ないと思います。以上です。
2番	議長。
議長	どうぞ、2番、島袋孝栄委員。
2番	受付番号35番の権利設定するほうの譲り人と受け人は親子になりますか。
事務局	これは父方のおじになるそうです。お父さんの兄弟。
2番	以上です。
議長	どうぞ4番、仲宗根光夫委員。
4番	豚熱がはやっていたときに、今までの豚を全部処分して、新たにまた豚が入っているわけですか。
事務局	そうです。事業で補填しました。でも全額の補填ではなかったです。
4番	すごい。
議長	ありがとうございます。 ほかにご意見等がありましたら。7番、どうぞ、宮城委員。
7番	この受付番号35番です。ちなみに現在の飼養頭数も分かりますか。なければいいですよ。
事務局	今、資料では、これは母豚というんですか。母豚が160、種豚が3、肥育豚が1,400となっています。
	「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。
	議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ

	いて（利用権貸借）、受付番号32番から35番を承認とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声があります。議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号32番から35番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	（賛成者挙手）
議長	全員が賛成、承認といたします。
	続きまして、議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について（案）、事務局より説明をお願いします。
事務局	休憩をお願いします。
議長	しばらく休憩いたします。
	（—休憩—）
議長	再開いたします。
	それでは、議案第6号について委員の意見を求めます。
事務局	休憩をお願いします。
議長	休憩いたします。
	（—休憩—）
議長	再開いたします。
事務局	議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）。について ～議案第6号 読みあげて説明。～ 以上、ご審査よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第6号について、委員の意見を求めます。どうぞ、1番、仲宗根正人委員。
1番	13ページにあります活動目標ですが、1人当たりの活動日数、月に5日ありますが、1日8時間の月5日ということですか。

事務局	1時間でも30分でも15分でも1日分の活動報告となっています。 休憩をお願いします
議長	しばらく休憩いたします。 (一休憩一)
議長	再開いたします。 ほかにありましたら、ご意見が。 なければ進行したいと思いますが、進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について（案）。（案）を削除して、沖縄市農業委員会のホームページへの掲載に賛成の委員は挙手をお願いします。
	（賛成者挙手）
議長	全員が賛成。沖縄市農業委員会のホームページに掲載いたします。 続きまして、議案第7号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について（案）、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について（案）。～議案第7号 読み上げて説明。～ 以上、ご審議をお願いします。
議長	ただいま事務局の説明がございました。それでは、議案第7号について委員の意見を求めます。どうぞ、7番、宮城委員。
7番	ちょっと、分かりにくい数値から理解ができないので、下のほうの農営耕地面積規模別農家数割合でありますよね、この上のほうの10a未満が2.5% 20a未満が43.5%、30a未満が67.0%…。ごめんなさい、17ページのこの農家数の割合が全体で100%になるはずなんだが、30a未満が67%で、これは100を軽く余ってしまっているんだが、作業現場の場合には20a未満も全部入っているという意味になるんですか。ちょっと分かりにくい、20a未満があれば、逆に20aから30a未満というのはもうこれは別個、別個に新規は入れて、トータルで100%になるはずなんですが、30a以上で100%というような方法になっていますよね。ちょっと表の作り方としてはかなり分かりづらい表の作り方かなと思いますが。一番上の頭のこ

	の 10 a 未満とかこの表現を変えていかないと、この数字を見た限りはすぐ理解がなかなかしにくいかなと思いますね。普通 10 a 未満が 2. 5 % であれば、20 a 未満は 43. 5 から 2. 5 を引いた数字を入れるとかね。30 a 未満はまたその両方の数字を、引いた数字を入れていって、30 a 以上は幾らでトータル 100 % になるようなものの作り方のほうが分かりやすいかなと思うんですけどね。いずれにしても 20 a 未満が 43. 5 % もあるということだけは理解しています。
2番	見える表示の仕方をしていくと確実になってくる。
7番	それとかね。
事務局	宮城委員のおっしゃるとおり、ちょっと分かりづらいというのもあるので、また次年度に向けては分かりやすい表にできるようにちょっと工夫したいと思いますので、ありがとうございます。
7番	20 a 未満は 10 a 未満も入っている。
事務局	積み上げていっているような形になっているので、20 a 未満だけで見ると 41 % になりますね。引いていく形になります。30 a 未満が 23. 5 ですか。
7番	30 a 以上という数字があるのであれば、やっぱりその実数も入れてね、消すのであれば、消してしまったほうが分かりやすい。
事務局	できれば、もうちょっと下に一段をつけて、積み上げていくのは積み上げているでいいんですけども、それぞれのパーセントも入れた形を次年度は変えたいと思います。
事務局	上の段で 10 a ~ 20 a 未満か、20 a ~ 30 a 未満という数字でやっていくと 100 % になります。
7番	上の段に下の%を書いたほうが、調べやすい。そのほうが見方として。
7番	うるま市も現在 30 a じゃないの？
事務局	うるま市の勝連、与那城地区が 20 アールで、石川、具志川地区が 30 アールです。

議長	進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第7号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について、原案どおり決定することに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第7号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積（下限面積）について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	（賛成者挙手）
議長	全員が賛成。議案第7号について、事務局案のとおり決定いたします。 議案第1号から第7号までのご審議、大変お疲れさまでございました。 これをもちまして、令和3年度第376回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年3月30日

会長 地宮城義英 印

議長 地宮城義英 印

3番 仲宗根智也 印

12番 新江美 印